

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【公表番号】特表2017-523904(P2017-523904A)

【公表日】平成29年8月24日(2017.8.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-032

【出願番号】特願2016-569685(P2016-569685)

【国際特許分類】

B 09 B	3/00	(2006.01)
B 09 B	5/00	(2006.01)
C 22 B	1/00	(2006.01)
C 22 B	3/06	(2006.01)
C 22 B	3/10	(2006.01)
C 22 B	21/00	(2006.01)

【F I】

B 09 B	3/00	3 0 4 Z
B 09 B	5/00	Z A B Z
B 09 B	3/00	Z
C 22 B	1/00	6 0 1
C 22 B	3/06	
C 22 B	3/10	
C 22 B	21/00	

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年8月30日(2019.8.30)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

纖維状物質も含有するパック材料の場合、最初にその纖維状物質を剥がし、そしてその際に形成された纖維状物質の懸濁物を、残っているプラスチック残滓及びアルミニウム残滓から除去又は分離することが有意義である。その後、酸を使ってアルミニウムの溶解を行う。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項2】

前記パック材料が纖維状物質も含み、その際、纖維状物質の懸濁液を形成するため、前記アルミニウムを溶解する前に該纖維状物質を剥がし、及びその際、該アルミニウムを酸に溶解する前に、該纖維状物質の懸濁液を前記プラスチック及び前記アルミニウムから分離することを特徴とする、請求項1に記載の方法。